

津田の松原琴林公園におけるパークレット設計・制作・設置業務提案要領

1 目的

琴林公園の瀬戸内海を一望できるスポットに、地域のイベントの開催や、来園者が休憩や交流、飲食のために滞留する等、様々な使い方ができるパークレットを整備し、琴林公園活性化事業のシンボルスペースとして利活用を図るものであり、この度、パークレットのデザイン設計・制作・設置業務を一括して担う事業者をプロポーザル方式で募集する。

2 業務場所

津田の松原 琴林公園内（参考：位置図）

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、本件の契約に係る予算について、次年度への繰越しが議会で可決されたときは、令和7年8月8日まで

4 委託業務の内容

「1 目的」のもと以下の項目を踏まえて提案すること。

(1) 施行位置

位置図に示す範囲内とする。

(2) 面積・高さ・配置

パークレット本体の面積は60㎡程度とすること。また、海浜に設置されることを踏まえ、通気性の確保が可能かつ、風による砂塵が積もらないように、床面を地面から上げる設計とし、床上げに伴い、後述の仕様による傾斜路及び階段を配置すること。

本体及び傾斜路、階段については、琴林公園の区域内に収めること。

(3) 材質

海浜に設置されることを考慮し、日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を高めるための工夫を凝らすこと。

(4) デザイン・設えの仕様

- 琴林公園のシンボルスペースとするにふさわしい、独自性を持つデザイン、かつ、周囲の景観と調和したデザインであること。
- イベント会場、臨時的な飲食店や物販店としても利用可能であり、かつ、来園者が日常的に休憩や交流、飲食も楽しむことができる設えとすること。
- カウンターを設ける場合においては、1以上のカウンターは、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。
- 建築基準法上の建築物としないため、壁及び屋根を設けないこと。ただし、天井部

については、その形状を格子状やパーゴラ状等とする、利用者が必要に応じて容易に展開及び収納可能なタープやオーニング等を設ける等の方法により、日差しを適度に遮ることができる構造とすること。

- 転落防止のための柵を設けること。
- 出入口の幅（内法（のり）をいう。以下「有効幅」という。）は、1200mm 以上とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、800mm 以上とすることができる。
- 戸は設けないこと。
- 以下の基準に基づく階段を設けること。
 - ・幅は、1400mm 以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が 100mm を限度として、ないものとみなして算定することができる。
 - ・蹴上は 160mm 以下とすること。
 - ・踏面は 300mm 以上とすること。
 - ・手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ・手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
 - ・回り段がないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ・踏面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ・踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする。こと等により段を識別しやすいものとする。
 - ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
 - ・階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。
- 以下の基準に基づく傾斜路を設けること。
 - ・パークレットに沿う形で配置すること。ただし、海側には配置しないこと。
 - ・傾斜路は、低い方を始点、高い方を終点とし、始点及び終点に 1500mm 以上の水平部を設けること。ただし、始点の水平部については、地形の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ・幅員は、1200mm 以上とすること。
 - ・縦断勾（こう）配は、8 パーセント以下とすること。
 - ・横断勾（こう）配を設けないこと。
 - ・路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ・高さが 750mm を超える傾斜路にあっては、高さ 750mm 以内ごとに踏幅 1500mm 以上の踊場を設けること。
 - ・手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場

合は、この限りでない。

- ・傾斜路の両側には、高さ 50mm 以上の立ち上がり部が設けられていること
- ・傾斜路は、その踊場及びその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする等によりこれらと識別しやすいものとする。
- ・障害者、高齢者等が転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等及び線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の障害者、高齢者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(5) 強度・耐久力

- 日光・風雨・温度・湿度・オゾン・塩害等に対する耐久性を有すること。また、設置後の維持管理が容易なものであること。

(6) 工期

- 令和 7 年 3 月 31 日までに現地施工を完了できるもの。ただし、本件の契約に係る予算について、次年度への繰越しが議会で可決されたときは、令和 7 年 8 月 8 日までとする。

(7) 委託額

本業務における契約は、40,700 千円（税込）を上限とする。

(8) 留意事項

- 地下埋設物があった場合は原則現状位置のまま維持するものとし、提案に伴い撤去または移設等が必要となる場合は本業務において実施すること。なお、これに係る費用については業務費用に含むものとする。
- 施工にあたっては、行程、施工方法、安全対策等について、本県と十分協議・調整のうえ実施すること。
- 関係法令を遵守し、騒音や振動、悪臭、電波障害等の環境対策について周辺地域に十分配慮すること。
- パークレットの設置が完了した際には本県職員の立会を受けるものとし、不備等を指摘された場合は遅滞なく真摯に対応すること。

5 著作権

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）までに規定する全ての権利）については、県に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、県が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

6 企画提案書の内容

津田の松原琴林公園におけるパークレット設計・制作・設置業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）は津田の松原琴林公園におけるパークレット設計・制作・設置業務選定委員会の委員が、具体的なイメージを掴むことができるよう、例示や図を活用するなど、できる限り具体的なものとし、その効果についても、記載すること。また、下記の項目については、必ず記載すること。なお、デザイン・設え案については、1社1提案とすること。

(1) 地域経済への貢献等に関する提案

県内企業の活用等

(2) デザイン・設え・品質に関する提案

①周辺景観との調和及びシンボルスペースとしてのデザイン

②設え、機能性

③安全性、耐久性、耐候性、維持管理の考慮

(3) 施工に関する提案

①業務の実施体制及び実施スケジュール

②現場施工における安全対策

(4) 過去の実績

(5) 経費

業務実施に係る経費（積算内訳及び根拠を含む）

7 委託料で措置できる経費

委託料で措置できる経費は、本業務に関する下記経費とする。

(1) パークレット設計・制作・設置業務に要する経費

(2) 本業務に必要な消耗品経費

(3) その他本業務の管理に必要な経費

8 企画提案書作成上の留意点

(1) 企画提案書は、A4判（縦置・横置、縦書・横書は自由。）とし、文字サイズは12ポイント以上とする。原則片面表記とするが、添付書類等でこれによることができない

場合は、この限りでない。

- (2) A 4判を超える資料等を添付資料として使用する場合は、3つ折にするなどの対応をすること。
- (3) 記載内容は原則企画提案書様式本体に記載するが、詳細事項など様式本体に記載しきれない場合は、「別紙」により説明すること。この場合、基本的事項を様式本体の項目欄に記載した上で、「詳細は別紙1を参照」と記載し、当該別紙の右上に「別紙1」と記載すること。別紙は企画提案書本体の後に、番号順に添付すること。
- (4) 企画提案書本体及び別紙をまとめて、左肩一か所をステープラー止めし、表紙を除く企画提案書様式本体と別紙の用紙下中央に、通しでページ番号を記載すること。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分に打合せを行い、県の承認を得た上で行うこと。
- (2) 受託者は、パークレットの設計・制作・設置までを一括して実施すること。
- (3) 受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、その一部を委託することができる。
- (4) 受託者は、委託期間中の実施計画書を作成し速やかに県へ提出すること。
- (5) 受託者は、本業務完了後、完了報告書（施工写真・使用した材料の品質証明書）を県に提出すること。
- (6) 県は、業務実施過程で本提案要領記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (7) 業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (8) 提出された提案書については返却しないものとする。
- (9) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (10) 事業者の選定後、県からデザインや設え等について相談・変更を求める場合がある。この場合は、事業者は協議に応じ、適切に対応すること。
- (11) 施工位置付近には、例年、海水浴シーズンに海の家等の施設が仮設されることがあることから、契約期間の変更も含め業務期間中に各種調整を行う可能性があるため、調整に応じること。なお、当該調整に伴う委託料の増額は行わない。